

Title	新しい社会運動とハーバーマス・ オフフェのコンフリクト理論 : 社会統合とシステム統合の視点から
Sub Title	The new social movements and the conflict theory by J. Habermas and C. Offe : from the viewpoint of social-integration and system-integration
Author	丸山, 正次(Maruyama, Masatsugu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.12 (1994. 12) ,p.247- 278
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山秀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941228-0247">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941228-0247</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 新しい社会運動とハーバーマス・オッフエの

## コンフリクト理論

——社会統合とシステム統合の視点から——

丸 山 正 次

はじめに

- 1 社会統合とシステム統合
- 2 ハーバーマスのコンフリクト理論
- 3 クラウス・オッフエのコンフリクト理論  
おわりにかえて

はじめに

近時の地域運動、エコロジー運動、フェミニズム運動、平和運動など、旧来の運動とは異なる社会運動を捉える理論の一つとして、いわゆる「新しい社会運動論」がある。この新しい社会運動論のなかでも、ハーバーマスとオッフエの新しい社会運動論は、「生活形式の文法をめぐる紛争」のテーゼ、「正当化をめぐる紛争」さらには「脱正当化的

紛争」などのテーゼの形でよく知られている。ところが、これらの理論はあまりにも概括的な形でそのテーゼを提出しているために、特に国際的な比較の視点に立って新しい社会運動の発生や展開の違いを理解しようとするときには、説明理論として役に立たないという批判が、この間いくつか寄せられるようになってきている。<sup>(1)</sup> たしかに、ハーバーマスやオッフエの理論は、後期資本制的国家支配の様式から紛争を予測するものであるから、紛争の「文法」は描けても、紛争の「文章」までは描けない。というよりも、もともと二人の理論には、人間の自由・自発性が取り込まれているので、還元主義的な歴史理解は避けられている。したがってその意味では、「文章」レベルでの現実の運動を説明できないのは、むしろ当然なのだとも思われる。

しかし、はたして問題はそれだけであろうか。かつてR・K・マートンは壮大な理論の過度の一般化志向に触れながら、社会学理論における概念分析の重要さを訴えていた。「概念にはじめ粗雑な定義が下されると、重大な点で相違しているいろいろな要素をいつの間にか含んでしまっ、そのためこれらの概念でもって整理されたデータは実質を異にし、明らかに矛盾しあった傾向を示すことになる。」<sup>(2)</sup> かりに、ハーバーマスとオッフエの新しい社会運動論にマートンが言うような意味での「粗雑な」概念が含まれ、しかもそれが理論の中枢を占める概念であったとしたら、二人の理論はどう検証したらよいことになるであろうか。また、もし同一の概念の中に異なる意味が盛り込まれているとしたら、二人が提示したいくつかのテーゼは、どのように異なる意味を帯びてゆくであろうか。本稿は、こうした疑問に、「社会統合」と「システム統合」という二つの概念の概念分析を通して答えてみようとするものである。

(一) 例えば、ドイツと合衆国における反原子力運動の展開やその原子力政策への影響の相違を、H・キチェルトの「政治過程アプローチ」に主に依拠して説明しようとしたC・ヨブケや、先進諸国内の諸地域において様々な形で登場し、消滅もしていた反原子力運動の相違を、相対的剝奪論と資源動員論との接合で説明したW・リュエディヒなどがそうである。cf. Joppke, Christian, *Mobilising against Nuclear Energy: A Comparison of Germany and the United States* (Oxford: Univer-

city of California Press, 1993), pp. 6-7. Rüdiger, Wolfgang. *Anti-Nuclear Movements: A World Survey of Opposition to Nuclear Energy* (Harlow: Longman, 1990), p. 25.

(2) ロバート・K・マートン『社会理論と社会構造』森東吾他訳(みすず書房、一九六一年) 八三頁。

## 1 社会統合とシステム統合

かつてハーバーマスは社会科学に有効な危機概念についての予備的な考察で次のような危機概念を提示していた。「システム論的に捉えられた危機概念という意味では、危機とは、システム統合の持続的な障害である。しかし、……ひとつの社会システムのすべての構造変動がそれだけでただちに危機になるわけではない。……その社会の成員が構造変動を存立の危機として経験し、かれらの社会的なアイデンティティが脅かされると感じるとき、そのとき初めてわれわれは危機について語れるのである。システム統合の障害は、社会統合を脅かすかぎりにおいてのみ、その存立を脅かすものになるのである。(傍点はハーバーマス。以下断らない限り、引用文中の傍点はすべて原著者による)」<sup>(1)</sup>他方、オフィェもまた保守主義的な危機理論の用語である「統治不能」の概念と対照させて、後期資本主義社会における危機について次のように捉える必要性を訴えている。「社会統合とシステム統合の区別、つまり遵守される規則と、主体なしに貫徹してゆく規則性との区別は、すべての社会学的伝統にとって基本的なものである。……この概念区分を利用することによって、われわれは統治不能の概念によって示唆されている病理をより入念に規定することができる。つまり、社会システムが『統治不能になっている』<sup>(2)</sup>と言いうるのは、その構成員が従っている規則によって、社会システムが当該システムの基礎にある機能法則を侵害してしまうか、あるいは、こうした機能法則が同時に機能しうるような形でシステムの構成員が行為しない場合である。」<sup>(2)</sup>

これらの引用に明らかのように、後期資本主義社会の「危機」分析にとって、「システム統合」と「社会統合」との

二つの統合概念は、ハーバーマスにおいてもオッフエにおいてもどちらも基軸的な分析概念となっている。このことは、「危機」のいわば主観的な現象形態であるコンフリクトについても同様で、さまざまなコンフリクト、そして、その種のコンフリクトの一つと考えられる新しい社会運動も、この二つの分析概念を基にしてそれぞれ理解されているのである。

言うまでもなく、この二つの「統合」概念は、イギリスの社会学者D・ロックウッドが、機能主義の枠組みに立ちながらコンフリクトを内包させて社会変動を理論化しようとして導入した概念であった。ハーバーマスもオッフエもともにこのロックウッドの概念とその社会変動論への適用方法を学びながら、そこに新たな内容を付け加えている。だが、結論を先に述べておけば、この修正が、二人が使用する概念とさらには二人が作り上げた理論にまである種の混乱を引き起こしてしまうのである。そこで、この混乱を理解するために、まず、もともとこの概念がどういう意味を持ち、どのような形で社会変動論に組み込まれていたかを見たい。<sup>(3)</sup>

まずロックウッドによれば、一口に機能主義といっても、そこには、社会内のあらゆる集団や階層によってまったく等し並みに支持されているかのように制度をとらえてしまうことにたいして批判的、「一般的機能主義」(その代表は、マートンとされる)もあれば、社会的行為の統合に関して「共有された価値要素」に高い意義を与える「規範的機能主義」(具体的にはパーソンズ)もある。そして、機能主義の枠組みの中で社会変動を理論的に取り込むためには、「社会統合」と(システム統合)とのまったく理論的に考えられた(wolly artificial)「問題把握の姿勢が考えられねばならない。つまり、「社会統合の問題は、行為者間の秩序だった関係を孕んだ関係に焦点を合わせるのであり、他方で、システム統合の問題は社会システムの諸部分間の秩序だった関係ないし軌轍を孕んだ関係に焦点を合わせるのである」<sup>(4)</sup>とする。

さて、以上の予備的な区別を設けながら、次にロックウッドは、共有された規範と権力とは社会関係の制度化にと

って一般的な代、替、様、式になると主張して機能主義を批判する「紛争理論家」(具体的にはターレンドルフとレックス)達の批判は、実は後者の「規範的機能主義」に向けられたものであったとしてゆく。つまり、彼らの批判は、規範的機能主義者が「制度を第一義的には道徳的な実在物として捉え、主要な制度的文脈では普遍的に存在している規範と権力との間の相互作用を厳密に捉えようとする<sup>(5)</sup>」ことに向けられていたとするのである。ロックウッドは、こうした批判はそれ自体としては妥当なものであることを認める。しかし、ロックウッドは、紛争理論家が本来関心を寄せていた社会変動の分析という観点から見ると、彼らの議論には分析上の限界が現れてくると見る。なぜなら、紛争理論家は社会変動を争い合う集団間の権力バランスの変化に求めるが、これでは、なぜある種のコンフリクトは社会変動に通じるのに、他のコンフリクトはそうならないのか、社会の中でコンフリクトが普遍的で強烈なものであるとしても、なぜ必ずしもすべてのコンフリクトが社会変動に通じないのかを、説明できないからである。そして、ロックウッドは、この理論的隘路の発生を、かれらが規範的機能主義への批判に急で、社会統合の問題にのみ囚われすぎてしまったことに求めるのである。

では、何が必要か。それがシステム統合の視点である。「まさに見落とされているのは、システム統合である。この統合は、一般的機能主義が焦点を合わせていたものであり、この機能主義は、規範的機能主義とは対照的に、システムの安定の研究に対して予断を持った肩入れはしていなかった<sup>(6)</sup>のである。」

この引用に明らかのように、ロックウッドの論考の主題の一つは、一般的機能主義のシステム統合の理解が社会変動論にとって持つ高い意義を示すことであつた。しかし、彼の狙いはこれだけではなかった。ロックウッドによれば、一般的機能主義は社会変動におけるシステム統合の問題に焦点を合わせているが、社会システムにとって逆機能となるような緊張や、矛盾を引き起こす社会システムの構成要素が何であるかについては、一般的機能主義は解答を与えていないのである。そこで、問題は次のように設定される。一般的機能主義が指摘した社会変動におけるシステム統

合の崩壊だけでなく、紛争理論が提示した社会変動における社会統合の崩壊も視野に入れながら社会変動のメカニズムを解明する理論は、いったいどのようなものになるか、である。この解答に際して、ロックウッドはマルクス主義の史的唯物論こそがまさにこの両視点を視野に入れるものであり、また、矛盾発生メカニズムをも説明する議論であるとして、その論理、つまり、生産の物質的条件と生産に関わる制度との矛盾という捉え方が、一般的機能主義の問題意識と接合できると主張する。その結果、試論的に以下のようなシステム統合と社会統合を結び付けた社会変動論が提示されてくる。すなわち、「第一に、社会システムの變動原因の一つは、その中核的な制度的秩序とその物質的な下部構造とのあいだの不適合から生じるものだと一般的に考えられる。第二に、こうした状態になった物質的な下部構造は、それが現実のものとなった場合には既存の制度的秩序を直接脅かすようになる可能性を持つ社会関係の発展を促進する。第三に、システムとは、その制度的秩序と物質的土台との機能的な両立不能性から生じる典型的な『緊張』の形態によって定義付けられるにちがいない。第四に、システムにおける潜在的な社会関係が現実的なものとなるかどうかは、制度的な秩序の維持の過程で既得権を得ている社会集団が、特有の緊急事態に直面しているシステムの逆機能傾向をうまく処理できるかどうかにかかっているであろう。第五に、こうした緊急事態がシステムの機能的な両立不能性の度合いを高め、既得権を得た集団によって採られる補償手段が、システムの潜在的な社会関係の現実化を(意図せずに)進めてしまうならば、社会統合の崩壊と制度的秩序の転換という悪循環が進行してゆく。だが、補償手段が効果的なものであるならば、制度的秩序は手つかずのまま残るが、システムの機能的な両立不能性が存続し続ける限り、緊張の焦点は顕在化し続けるであろう」と。

この五つの仮説が、ロックウッドの論考で提示された、もう一つの主題であった。これで分かるように、ロックウッドの議論は、言うところの「一般的機能主義」の理論的可能性の高さと、社会変動論における「システム統合」と「社会統合」という分析概念の有効性の提示であった。ここで問題は、もちろん彼の議論自体の検討ではない。ハーバ

ーマスとオッフエの議論との比較という点で押さえておくべき点は何かである。ここでは、四点ほど指摘しておきたい。一つは、ロックウッドの社会統合とシステム統合の捉え方に關してであるが、右の紹介にもあったように、ロックウッドはこの二つの概念を分析視点と関連づけていることである。彼の表現では「理論的な(Artificial)」區別となっているが、要するに、行為者に視点を置くか、システムに視点を置くかの違いがここでは述べられていたのである。第二には、この二つの概念の定義においてであるが、ここでいう「統合」では、社会統合もシステム統合ともに秩序だった( orderly) 関係だけでなく軋轢を孕んだ( conflictual) 関係をも想定していることである。つまり、規範——合意——秩序という形での社会統合もあれば、権力——疎外——紛争という形での社会統合もあるし、システムも安定したシステムもあれば、内部的に矛盾を孕んだシステムもあるというのが、ロックウッドの定義であった。第三には、社会変動の変動原因では、社会統合よりもシステム統合の方が、重要視されていることである。無論、このことは、システム統合が危うくなつたからといって社会統合も危うくなるというような推論とつながってはいないが、社会統合の崩壊がシステム統合の崩壊に通じるとは考えられていない。つまり、システム統合の崩壊が、コンフリクトのポテンシャルを高めると見ているのである。最後に、ここがもっとも重要であるが、システム統合と社会統合との関連付けに史的唯物論をモデルにしたことである。つまり、五つの仮説にあるように、システム統合は、生産様式とのアナロジーでシステムにとって中核的な制度的秩序とその物質的な下部構造との間で形成されると捉えられる。ここで、制度的秩序は史的唯物論で言う実態としての生産関係にあたり、下部構造はこれも実体的な生産力にあたる。ところで、マルクス主義で、生産関係と生産力は理論的な概念ではあるが、けっして方法的な(言い換えれば、観念的な)概念ではない。あくまでも現実的な(つまり実体的な)概念である。とすれば、生産力と生産関係の矛盾がシステム統合の問題ということになるから、結局、ロックウッドは、方法的な概念区分を導入しながら、変動論の試論では、いわば、方法としてのシステム統合の内部に、社会統合のサブシステムと物質的土台をなすサブシステムとがそれぞれ

実体として置かれると考えていたことになるのである。

- (1) Habermas, Jürgen, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus* (F. a. M.: Suhrkamp, 1973), S. 11-12. (細谷貞雄訳『晚期資本主義における正統化の諸問題』(岩波、一九七九年)、四一五頁。なお、以下ハーバーマスの「オットフェ」ともに邦訳のあるものはそれらの該当頁もあげるが、本稿の訳文はほとんど正確にそれらの邦訳とは異なる。)
- (2) Offe, Claus, "Unregierbarkeit: Zur Renaissance konservativer Krisentheorien," in Habermas, Jürgen (Hrsg.), *Kritik zur Geistigen Situation der Zeit* (Bd. 1, (F. a. M.: Suhrkamp, 1979), S. 318. 「統治不能——保守的危機理論のルネッサンスによせて」寿福真美編訳『後期資本制社会システム——資本制的民主制の諸制度』(法政大学出版社、一九八八年)所収、一六〇頁。なお、以下この論文集に収められた論文の邦訳については、「訳」と略記する。)
- (3) ロックウッドの論文については、すでに山下治和「クラウス・オットフェの公共政策論」『法政論集』一一二号(一九八六年)、二六七-九頁、星野智「現代における統合の位相」『法学新報』九四卷一・二号(一九八七年)、二二四-七頁、徳安 彰「社会統合とシステム統合」厚東洋輔他編『社会理論の新領域』(東京大学出版会、一九九三年)所収、三九-四一頁などに簡単な紹介があるが、いずれも本稿とは要約の力点が異なる。
- (4) Lockwood, David, "Social Integration and System Integration," in Zoltschan, G. K. / Hirsch, W. (eds.), *Social Change: Explorations, Diagnoses and Conjectures* (New York: John Wiley & Sons, 1964), p. 245.
- (5) *Ibid.*, p. 246.
- (6) *Ibid.*, p. 249.
- (7) *Ibid.*, p. 252.

## 2 ハーバーマスのコンフリクト理論

以上のロックウッドの試論を下敷きにしてみると、ハーバーマスのコンフリクト理論は、どう見えてくるであろうか。

まず、その社会統合とシステム統合の捉え方を見てみよう。ハーバーマスはこの二つの概念を、生活世界とシステ

ムという『コミュニケーション的行為の理論』の中心概念と関連づけた文脈で、次のように述べている。「行為志向において発生する社会統合と、行為志向を貫き通るシステム統合との区別に対応して、社会の概念そのものが区別されるをえない。……(ミードあるいはデュルケムの——丸山。なお、以下引用文中の「」はすべて丸山による補足。)どちらの場合にしても、社会は、行為主体である参加者の視点から見れば、社会的集団の生活世界として概念化されている。これにたいして、非当事者である観察者の視座においては、社会は、行為のシステムとして捉えられうるにすぎない。そしてこのシステム統合において、行為は、それがシステムの存続の維持にいかに関与しているかに応じて、それぞれ機能的な位置価が賦与されることになる。」<sup>(1)</sup>この見方からすると、ハーバーマスは明らかに、同じ「社会」が当事者の行為志向からも理解できるし、行為志向を越えたシステムとしての連関からも理解できると考えていたことがわかる。実際、ハーバーマスは「社会を、システムであると同時に、生活世界として捉えることを提案する」と提唱しているから、彼の社会統合とシステム統合の概念は、方法的な区別の概念となりそうである。

ところが、ハーバーマスにおける生活世界とシステムという二層把握の不鮮明としてよく知られているように、ハーバーマスには、生活世界とシステムとを分析視点の相違という方法的な区別ではなく、そこでの行為調整様式の違いを基準とした実体的な区別とする場合がある。このことは、当然、社会統合とシステム統合の概念規定にも現れてくる。例えば、「システム統合と社会統合との分断は、相互行為の平面において、成果に志向した行為と了解に志向した行為との分化を前提としているだけでなく、それに対応した行為調整のメカニズムの分化をも前提としている。」<sup>(4)</sup>とハーバーマスが述べる時、そこでは明らかに、実在物として析出された「成果志向的行為」と「了解志向的行為」との類型を社会類型に当てはめ、社会統合とシステム統合を实体として異なる行為調整のメカニズムとする規定が認められるのである。

さて、これら二つの概念規定のうち、ハーバーマスがどちらに立って自説を展開しているかは、それ自体で一つの

論文に値するテーマであるが、本稿の関心からすれば、新しい社会運動を説明するハーバーマスの「生活世界の植民地化」<sup>(5)</sup> テーゼが、どちらの概念によって考えられているかだけが明らかになればよいであろう。この関心からハーバーマスの議論を見てみると、ハーバーマスが言う生活世界とシステムとの「事象化 (Versachlichung)」及びこの「事象化」から生まれうる両領域の従属関係の一方である「物象化 (Verdinglichung)」(言うまでもなく、これが「生活世界の植民地化」の理論的根拠となる)、における二つの統合概念が、鍵を握ることになるであろう。

まず「事象化」であるが、これに関しては次のように述べられている。「二つの(生活世界の合理化対技術化という)対抗傾向についてこのように特徴付けたわけだが、ここにおいて、行為調整メカニズムの二つの類型への分極化、さらにはシステム統合と社会統合との分断が際立ってくる」と。この分極化がハーバーマスが言うところの「事象化」であるが、ハーバーマスはこうした「事象化」だけでは「物象化」には至らないとする。「たしかに、システム統合と社会統合とが著しく分断されているというこの事実だけからしては、いずれかの方向での直線的な従属関係は帰結しない。いずれの方向の従属関係も考えることができよう。」<sup>(7)</sup>「物象化」はむしろ、このように仮定される。少し長くなるが重要なのでそのまま引用する。「生活世界の隷属化という仮定は、システムと生活世界とが相互に作用し合うことができるだけだがいに分化している場合に(つまり事象化)、そこで生じてくる干渉現象に関連している。……システム統合と社会統合との分断は、さしあたって行為調整の異なった類型の分化にすぎない。つまり行為調整は、当事者たちの合意に基づいて成立するか、それとも機能的な行為連関に基づいて成立するかである。システム統合のメカニズムは行為の効果から発生してくる。システム統合のメカニズムは、主観的には目立たない仕方(後で触れるがこの文脈で「目立たない」と、後段に登場する「目立たない」とは実は理由が異なっている。)行為志向を貫いている間は、それが寄生的に利用している社会統合された行為連関を、構造的に不変なままにしておくことができる。これに反して、システム統合が社会統合の形態そのものに介入してくる場合には、事情が違ってくる。なるほどこの場

合でも、潜在的なままの機能的連関が問題になっているのではあるが、しかしコミュニケーション的に構造化された生活世界を〈道具化する〉システム強制が主観的には目立たないということ、このことが錯覚という性格、つまり客観的に誤った意識という性格を獲得することになる。……ここから〈構造的な暴力〉が生じてくるのである。(傍点は丸山)<sup>(8)</sup>

もはやこの引用だけで、自明であると思うが、あえて確認すれば、ここでハーバースは、生活世界とシステムとが相互に別々に機能できるほど独立しながら相互作用をするものと考え(つまり事象化すると考え)、さらに二つの領域における統合の構造は異なり、そして、事象化の一方的、選択的な発展である物象化は、構造的に異なるものが他の構造に対して——ただしシステム統合から社会統合の方向にだけ——干渉し、暴力を加えて、主観的には社会統合によって行為調整がなされているとの錯覚を起させながら、実は客観的にはシステム統合の論理が行為調整に潜入している場合に限って起こると考えているわけである。こうした論理が可能なのは、もちろん、二つの統合が方法としてではなく、実体として異なると考えているからである。

さて、社会統合とシステム統合がこのように実体的な概念であって、ハーバースが明言しているような方法的な概念ではないとすれば、方法上の二元論から事実上の二元論に変わってしまったことにより「(社会統合とシステム統合との)区別に対応するものを社会的再生産過程の中に実際には見つけることはほとんどできない」<sup>(9)</sup> ようなフィクションをハーバースは語ってしまったというホネットの批判は、避けられないものになるであろうし、「ハーバースは、システム統合の問題を、ルーマンにならって単なる部分システム間の制御問題に還元してしまった。その裏返しとして、規範問題は全面的に社会統合に引き受けられることとなった。こうなると、もはや、価値と価値とのあいだの闘争、あるいは規範をめぐる非妥協的なせめぎあい、社会理論の中心問題ではなくなってしまう」<sup>(10)</sup> い、「ひたすらあらゆる価値のあいだの偏見なきコミュニケーションを念願するエセ平等性の世界に後退してしまった」<sup>(11)</sup> と見る山之

内氏によるハーバーマス批判も、首肯できるものになるかもしれない。

しかし、ここではこれらの批判自体を問題にしたいわけではない。<sup>(12)</sup> 繰り返しになるが、新しい社会運動を説明するコンフリクト論が、この実体概念で構成されるとするとうなるのが問題である。ここで、先に紹介したロックウッドの議論を想起してもらいたい。ロックウッドはマルクスの史的唯物論のアナロジーで社会統合を実体化させ（ただし、当人は実体化させとは思っていないが）、それで社会変動を理論化しようとしていた。とすれば、ハーバーマスも同じような思考方法を辿るのではないかと想像される。そして事実、ハーバーマスはその通りの思考を、まさにロックウッドと同じく史的唯物論に注目して、そのコミュニケーション論的転換を図った論考、「史的唯物論の再構成に向けて」（一九七五年）の中で示しているのである。それは次の記述である。「生産関係が結晶化しようとした制度的核は、同時にまた、社会統合の特定の形態を確定する。ここで言う社会統合というものを、私は、デュルケムとともに、価値と規範を通して社会的な生活世界の統一性を保証するものと、理解したい。ところで、システム問題が社会統合の支配的形態との調和によっては解決しえず、また、社会統合の支配的形態が、新しい問題解決のための変動余地をつくり出すべく、自ら変革されなければならないような場合、そのような場合には、社会の同一性が脅かされることになる。」<sup>(13)</sup>

この引用にあるように、社会変動（社会変革）が生じるのは、システム内のサブシステムである社会統合システムが、システム統合を脅かす問題の発生に際して、変革されねばならないコンフリクトの核になると考えられているのである。つまり、社会統合が実体化されることによって、社会統合をめぐるコンフリクトに高いポテンシャルが認められてゆくのである。では、このコンフリクトはどのような主題をめぐって展開されるのであろうか。その鍵は、ここで言われている社会統合が、システムの視点から見た場合の、つまり方法的な意味でのシステム論の視点から見た場合の、サブシステムとして持つと考えられる機能要件であることは明らかであろう。なぜなら、この変動論は、この社

会統合を担うサブシステムの機能不全に、コンフリクトの根拠を求めるからである。では、その機能要件とは何か。この点を示すのは、次のハーバーマスの社会統合の説明の後段の部分であると思われる。「社会統合とは、社会システムの安定化に対応した尺度である。そして、この安定化は、アイデンティティを保証する解釈システムを通じて、価値についての合意と行為規範の承認を通じてもたらされる。つまりアノミーが、社会統合崩壊状態の（デュルケムにまでさかのぼれる）相補的な概念なのである。」<sup>(14)</sup> ここにあるように、アノミーが社会統合の対概念だとするならば、社会統合の機能要件は規範の創出ということになるであろう。このようなシステム論の視点から見た社会統合サブシステムをハーバーマスは「メンバーシップの（あるいは連帯性の）再生産を介して結局のところ文化の伝承と社会化過程に依拠する生活世界のシンボルの再生産を担う部分」<sup>(15)</sup> と言い換えてもいるが、要するに、ハーバーマスが言う「文化の再生産、社会の連帯性の維持、社会化」を担うのが、このサブシステムなのである。そうであるとすれば、これらの再生産を担うサブシステムの機能不全は、社会のすべての領域で発生する可能性があり、それこそロックウッドが紛争理論を批判した、「コンフリクトは何ら根本的な社会構造の変動を引き起こすことなく、社会システムの中で風土病的でまた激しいものでもありうるかもしれない。」<sup>(16)</sup> という無限定性の問題を抱えてしまう。だが問題は、なぜある種のコンフリクトが社会変動に通じ、その他はそうではないのかである。

この問題を解く鍵が、言うまでもなく、社会統合ではなく、全体システムレベルでのシステム統合の問題である。ここで、「物象化」や「生活世界の植民地化」というシステム問題の意味が明らかになってくる。つまり「生活形式の文法」は、どういう場合であれコンフリクトの可能性を持つが、それが潜在的なコンフリクトから顕在的なコンフリクトになるためには、非規範的な統合を遂げているサブシステムが、規範的に統合されねばならないサブシステムに干渉し、これに構造的な暴力を加えることが必要になってくるのである。ところで、この場合注意してほしいのは、単なるシステム分化だけでは「事象化」ではあっても、「物象化」ではないことである。たしかにハーバーマスはこの

「事象化」をもとに、システムと生活世界との相互交換モデル(図1)を提示し、そしてこのモデルをもとに「要するに新たな抗争は、システムと生活世界との縫合部で発生しているのである。一方の私的・公共的な領域と、もう一方の経済・行政システムとの間の交換は、貨幣と権力の媒体を基にしてどのように進められてゆくのか、またその交換は被雇用者と消費者、クライアントと公民という役割のなかにどのように制度化されているのか、については先にすでに述べておいた。まさにこれらの役割こそが、抵抗運動の標的なのである。」<sup>17)</sup>と述べてはいる。しかし、これはもともと定義上コンフリクトを内包するとしておいた「社会統合」サブシステムで抵抗が起きるといふ、いわば自明の事柄を繰り返しているにすぎない。したがって、ハーバーマスの論理に従う限り、われわれはむしろ、「物象化」が認められるところに文字通り「新たな抗争のライン」を発見しなければならない。それはどこにあるのだろうか。

こう問題を設定してみると、われわれには次のハーバーマスの選択が重要な意味を持つものであることがわかる。ハーバーマスは「生活世界の植民地化」の仮説を検証する例として「法制化の傾向」をとりあげながら、その選択理由についてこう述べている。「生活世界の植民地化の」理論は、それがどの種の経験に当てはまるのか、少なくとも明示はできなければならない。そこでわたしは、内的植民地化のテーゼの吟味を可能にするいくつかの明証を例——しかもその例とはコミュニケーションの構造をとった行為領域の法制化のことであるが——でもって説明するつもりである。このケースを選んだのは、これだと方法的にも内容的にもとくに深刻な問題が出てこないからである。<sup>18)</sup>先に掲げたハーバーマスの生活世界とシステムとの二元的社会図式(図1)には、(おそらくハーバーマス自身が意図的にそうしたであろうが)登場していない重要なシステムがある。それは法システムである。なぜ法システムが登場しないのかというと、右の引用にあるように、このシステムは方法的な意味での「社会統合」と「システム統合」によって二面的に理解できながら(ただし、これは方法であるから、どのシステムにも適用できるが)、同時に、実体的な統合概念のどちらの性格も持てる(もちろん、ここでどちらともいうのは、同じものがという意味ではなく、言葉としては同じシステムでありながら、

図1 システムの視点から見たシステムと生活世界との関係

生活世界の制度的秩序	交換関係	媒体に制御されたサブシステム
私的領域	1) $\xrightarrow{M'}$ 労働力 $\xleftarrow{G}$ 勤労所得 2) $\xleftarrow{G}$ 財とサービス $\xrightarrow{G'}$ 需要	経済システム
公共性	1 a) $\xrightarrow{G'}$ 税 $\xleftarrow{M}$ 組織サービス 2 a) $\xleftarrow{M}$ 政治的決定 $\xrightarrow{M'}$ 大衆忠誠	行政システム

G=貨幣媒体

M=権力媒体

出典 Habermas, J., Tkh S 473

「真正」の場合と「錯覚」(前に取り上げた注(8)の「目立たない」の引用文を思い出してほしい)の場合があるということだが)システムだからである。つまり、このシステムは、「錯覚」を利用することによって、本来規範的にしか統合できない領域を、非規範的な統合を遂げている行為の調整メカニズムで置き換えるのである。なぜ錯覚かと言えば、そうでなければ、そもそも原理の異なる調整メカニズムが干渉できるわけがないからである。このようなヤヌスのようなシステム、つまり実体的な意味での社会統合の形態を形式的にはとりながら、しかも実質的にも社会統合が認められる場合と、実質的にはシステム統合でしかない場合とが分けられるようなシステムが他にあるだろうか。そのことは今問わないとして、とりあえずこの法制化のどこにコンフリクトの可能性が認められるかを検討してみよう。

まずハーバーマスは「法制化」を生活世界における「形式的に組織された行為領域への同化」<sup>(19)</sup>と規定する。こうすると、これは「同化」であるから、同化している行為者の視点では、社会統合による規範的な行為調整と見えてくるし、同化によって成り立つシステムの視点からは、結果として現れるシステム統合による行為調整とも見えてくる。つまり、方法的に見れば、法制化とは社会統合ともシステム統合とも理解できる。しかし、「物象化」は「事象化」の一面的・選択的な動きとして実体的に理解されねばならない。とすれば、すべての同化ではなくある種の同化だけが「植民地化」として示されねばならない。だからこそ、ハーバーマスは「物象化現象はこのような〔法制化という〕分析のレベルでも証明されねばなるまい、しかもそれがある種の法制化に伴う症候的結果であることが」<sup>(20)</sup>として、植民地化ではない法制化と、植民地化してしまふ法制化を区別しようとするのである。それでは、その区別はどこに引かれるのか。ハーバーマスはこういう線を引いてくる。「同じ法制化の過程も次の二つの基準によって区別することができる。すなわち、それが先行する生活世界の諸制度に接続して、で、社会統合されていた行為領域を、新たに法的に変形してゆくのか、それともシステム統合された行為領域にとつて構成的な法関係の密度をただ濃くしてゆくだけにすぎないのか、によって。(傍点は丸山)」<sup>(21)</sup>この区別——それは区別というよりも、天と地ほども異なる峻別と称すべき

であろうが——をハーバーマスは「法の拡大、すなわち今まではインフォーマルに規制されてきた社会的事態の新たな法規範化」と「法の濃密化、すなわち包括的な法の構成要件が次々と個別的な構成要件へと専門分化すること」とも呼んでいるが、このどちらが「植民地化」にあたるのであろうか。それを知るには、ハーバーマスがこの法制化における植民地化の例として取り上げた「学校教育法」と「家族法」についての次の記述が最適であると思われる。「家族と学校がもともと法形式によって構成されているものであれば、法規範の密度を濃くすれば、それは、社会化というもう一つの原理に切り替えることなく、貨幣と権力の配分変更につながるであろう。ところが実際には、生活世界に属する家族と学校という領域にはあらゆる法制化に先立って、行為調整のメカニズムとしての了解を機能上必然的に目指したあれこれの規範や行為のコンテクストが存在している。だから、こうした領域の法制化は、いずれにせよ、すでに存在しているフォーマルな規制の網の目を密にすることではなく、本来のコミュニケーション的行為連関を法で補い、変形することではなくてはならない。むしろここでいう法とは、制度としての法ではなく、媒体としての法である。」<sup>(23)</sup>ハーバーマスの定義では、行為調整のメカニズムが、コミュニケーション的な了解によるのではなく、制御媒体によるのがシステム統合であるから、この引用にある通り、もともと社会統合によって規範が確立している領域に、媒体としての法が侵入してくること、つまり、前の表現で言えば、「法の拡大」が植民地化なのである。

こうしてようやく新たなコンフリクトの場に到着した。植民地化はもともとすでに最初から了解によって行為が調整されていた領域でしか起きないとすれば、抵抗もここに限定されてくる。では「もともと社会統合されている領域」とは何か。これは厄介な問題である。というのもハーバーマス自身「社会の統合」「社会統合」ではなく「システム統合」も含めた一つの社会全体の統合」が了解に志向した行為という前提のもとでのみ実現されていると仮定するかぎり、それらの「生活世界の視座だけで社会をとらえようとする理解社会学の」虚構は、不可避的なものになる。<sup>(24)</sup>として、こうした仮定自体が、虚構であることを認めているからである。しかしそれでもなお、この場に近いと思われる

るものをあえて求めるとすれば、それはシステム世界から離れて「これまでインフォーマルに規制されていた生活世界の領域」<sup>(25)</sup>とハーバーマスが呼んでいるもの、つまり家族、友人関係、近隣関係、諸種のボランティア・アソシエーションということになるであろう。<sup>(26)</sup> 実体化された社会統合概念からは、結局、インフォーマルと考えられる集合体による、システム命令への抵抗が描き出せるだけなのである。

- (1) Habermas, Jürgen, *Theorie der kommunikativen Handlung*, Bd. 2. (F. a. M.: Suhrkamp, 1981), S. 179. (丸山高司他訳『ロマンティックな行為の理論(下)』(未来社、一九八七年)、一五頁。以下では原著を「TKH」と略記し、訳を「下」と略記する。)
- (2) TKH, S. 180. (下、一六頁)
- (3) この問題については、横田栄一氏による一九八九年公刊の論考が、日本での論考としてはもっとも透徹した論旨で、ハーバーマスの鍵概念の二義的な性格を描き出していると思われる。横田栄一『「システム」と『生活世界』概念による社会の二層的把握の妥当性』『札幌大学教養部紀要』、三五号(一九八九年)、五七—九九頁参照。
- (4) TKH, S. 269. (下、一〇二頁)
- (5) たとえば、栗岡幹英氏は、ハーバーマスの本来の読み方は前者の方法的な区別をとる方向だとして、実体化した理解への反論を提出している。栗岡幹英『生活世界とシステム・再考——ハーバーマスの非実体化的解釈のために——』『ソシオロジ』三五巻三号(一九九一年)、参照。なお言うまでもないが、ハーバーマス自身は、自説への批判に対する反論では、「社会統合」と「システム統合」概念の方法的、性格を再説している。しかし、問題は、以下で見えるような「事象化」と「物象化」も、この方法的概念で捉えられるのか否かでもある。cf. Habermas, Jürgen, "A Reply," in Honneth, Axel/Joas, Hans, *Communicative Action: Essays on Jürgen Habermas's The Theory of Communicative Action* (Cambridge: The MIT Press, 1991) の特記 pp. 253-258.
- (6) TKH, S. 275. (下、一〇八頁)
- (7) Ebinda. (同頁)
- (8) TKH, S. 277-278. (下、一〇一—一一頁)
- (9) アクセル・ホネット『権力の批判——批判的社会理論の新たな地平——』河上倫逸監訳(法政大学出版局、一九九二年)。

三七〇頁。

- (10) 山之内靖「システム社会の現代的位相——アイデンティティの不確定性を中心に——(上)(下)」『思想』八〇四号、八〇五号(一九九一年)、上、二二二頁。
- (11) 同論文、上、二二三頁。
- (12) ついでに述べておけば、概念がフィクションだとしても、それ自体が問題だとは思えない。というのも、この実体化された概念はフィクションであることによって、ウェーバーが言う意味での「理念型」としての意義は持っているからである。つまり、この統合概念に立てば、「歪められたコミュニケーション」と「歪められたシステム」という形で、現実の意志疎通的な行為調整と非規範的な行為調整それぞれの、理念型からの逸脱を示すことができるのである。もっとも、ハーバーマスの研究は、前者の方向に進むものではあっても、後者の方向に進むものではないようである。だが、前者の方向は、病理の解明にはなっても、理念型は現実に投影すればユートピアでしかないから、解放につながる処方箋は描けないと思われる。他方、後者の病理解剖は、システムの呪縛からの解放の可能性を指し示すことになると思われる。この点で、「複合システムにおける自己再帰的能力」と新しい社会運動における「行為の自己再帰的形式」との共通した「自己再帰性」にシステムの歪みと運動の政治的意義を見ようとするメルッチの分析は、山之内氏が前掲注(10)論文で主張された通り、解放という認識関心に立った運動理論としてはより高い可能性を示していると思われる。cf. Melucci, Alberto, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*(Philadelphia: Temple University Press, 1989), p. 74.
- (13) Habermas, Jürgen, "Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus," in ders., *Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus*(F. a. M.: Suhrkamp, 1990, 5. Aufl.), S. 159. 「J・ハーバーマス「史的唯物論の再構成にむけて」清水多吉・木前利秋訳、『思想』六九五号(一九八二年)、二二三頁。」
- (14) Habermas, Jürgen, "Zum Thema: Geschichte und Evolution," *Historische Sozialwissenschaft*, Vol. 2 (1976), S. 330.
- (15) TkH., S. 349. (下、一七九頁)
- (16) Lockwood, David, *op. cit.*, p. 249.
- (17) TkH., S. 581. (下、四一七頁)
- (18) TkH., S. 523. (下、三五九頁)

- (19) Ebenda. (下、同頁)
- (20) TkH., S. 524. (下、三六〇頁)
- (21) TkH., S. 537. (下、三七二頁)
- (22) TkH., S. 524. (下、三六〇頁)
- (23) TkH., S. 541. (下、三七五―六頁)
- (24) TkH., S. 225. (下、五九頁)
- (25) TkH., S. 540. (下、三七四頁)
- (26) バクスターは、「ハーバーマスが文化、社会、パーソナリティの再生産という一般的な社会的行為の背景という意味を持たせた生活世界概念を、コミュニケーション的行為のみに限定された行為領域の生活世界概念へと暗黙のうちに転換させる場合があると指摘しているが、このハーバーマスの議論を見る限り、社会統合の実体化は、たしかに生活世界の限定化にも通じている。cf. Baxter, Hugh, "System and Life-world in Habermas's *Theory of Communicative Action*", *Theory and Society*, Vol. 1, 16 (1987), p. 73.

### 3 クラウス・オッフエのコンフリクト理論

クラウス・オッフエのコンフリクト論を検討する際、もっとも難しいのは、この問題についてのオッフエの標準的なテキストが存在しないことである。この存在しないというのは、二重の意味で存在しないのである。これをまず記しておこう。

たしかに、オッフエは一九八五年と一九八七年に内容的にはほぼ同じ論旨の新しい社会運動を直接のテーマとする論文を公刊している<sup>(1)</sup>。しかし、これらの論文は、ドイツの指導的な社会運動研究家が提示していた「新しい政治のパラダイム」と「古い政治のパラダイム」のテーゼを立論の中心に置き、これと新しい社会運動についての実証的な知見とを重ね合わせ、さらにハーバーマスの「植民地化」テーゼを傍証とすることによって、新しい社会運動の「新し

い紛争ライン」を示し、古い紛争ラインとの連合の可能性を論じたものでしかなかった。つまり、議論の中心は、新しい社会運動についての実証研究から浮かび上がる運動の主要な性格に置かれていたため、これらの論文にオッフエ独自のコンフリクト論を見いだそうとしても、それはほとんどないものねだりになってしまふのである。<sup>(2)</sup>これがテキスト不在の一つの意味である。

さて、そうであるとすれば、われわれは、オッフエのこの問題に関するコンフリクト論を別の観点から書かれた論考の中から再構成しなければならなくなってくる。この点で、幸いにもわれわれにはすでに一つのオッフエ理解が示されている。それは、山口節郎氏によるオッフエの「労働社会の危機」テーゼからの解釈である。<sup>(3)</sup>私も、このテーゼからのオッフエのコンフリクト論の再構成は可能であると考えるが、しかし、山口氏自身がそこでオッフエの他の論考に言及したように、実は「労働社会の危機」だけでは、新しいコンフリクトは説明しきれない。つまり、オッフエのコンフリクト論を捉えるには、オッフエのもう一つのテーゼ、すなわち「国家の危機」テーゼが欠かせないものとなってくるのである。とすれば、この二つのテーゼを組み合わせることでオッフエのコンフリクト論を提示できようである。<sup>(4)</sup>ところが、オッフエの「国家の危機」には、二つのまったく異なる国家像が混在しており、<sup>(5)</sup>そのためこの「国家の危機」テーゼまで含めると、オッフエには二つの異なるコンフリクト理解が登場してくるのである。これがテキスト不在というもう一つの意味である。

さて前置きが長くなったが、いよいよオッフエの理論を社会統合とシステム統合の視点から見てみよう。まず、この二つの統合概念をオッフエがどう見ていたかであるが、この点についてのオッフエの言及は極めて少ない。しかし、数少ない言及箇所の一つでこう述べられている。「マルクスにおいては、「マルクスが『資本論』第三巻の注で取り上げた、株式会社制度の登場と労働組合組織の発展との」二つの現象は、システムに内在的な運動がシステムにとって、逆機能的な(systemfremd)結果をもたらすものとして把握されている。したがって、『社会統合』——それは顕在化し

た階級コンフリクトによって破壊される——の水準においてだけでなく、『システム統合』——ここでは機能的な非適合性（つまり、行為の志向性同士の、あるいは諸集団間の、コンフリクトではなくて）が基準となる——の水準においても、われわれは矛盾を語るのである。<sup>(6)</sup>「この引用にある通り、ここでは社会統合は行為者間（といっても、個人間ではなく階級間であるが）の矛盾の地平、システム統合はシステム矛盾の地平を捉える概念と考えられており、ロックウッドが提唱したそれと同じ視角に立つものであることがわらう。実際、ここでオッフエはこの二つの概念区分についてロックウッドの論文の参照を求めている。

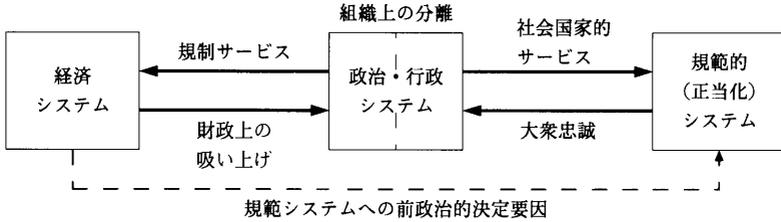
ところが、オッフエにはここで見たような統合概念とはまったく異なる統合概念を、しかも本人自身が、「ここでは『社会統合』対『システム統合』という周知の対概念（ロックウッド、一九六四年、ハーバーマス、一九七三年、九頁—一七頁）との観念連想は避けられねばならない」と対照性を明記しながら、意図的に使う場合がある。もちろん、こうした使い方が、ここで言う周知の概念、つまりロックウッドの概念であり、ハーバーマスの一九七三年時点での概念でもあった統合概念と理論的に齟齬をきたさないのであれば、別に問題はない。ところが、オッフエの新たな使い方は、彼の論理的に矛盾した国家危機の把握と連関しているために、結果として、先の警告にもかかわらず、本人自身が概念上の取り違えをおこすきっかけを与えてしまい、最終的には先の論理とはまったく異なるコンフリクトを予想することになるのである。とは言え、この点については後述することにして、まずこの概念規定の変化を明らかにして見よう。

オッフエによれば、ロックウッドの概念とは異なる意味での「統合」概念とは次のように定義できるといふ。「オープンとなりうる代替案のスペクトルをシステムの的に拡大する、ような対応、このような対応こそ『統合』の公分母になりうるものである。『統合』とは、それによって所与の状況から起<sup>(8)</sup>こりうる帰結の量及び種類を拡張するような、そうした制度的変革の過程として把握することができるであらう。」<sup>(8)</sup>これだけでは今ひとつ鮮明ではないが、ここでオ

ツフェが「統合」の主体、つまり「対応」を取る主体として考えているのは、彼の言葉を使えば「資本制国家において目的について抽象的な秩序化活動を行う」<sup>(9)</sup>と想定されるもの、つまり政治システムなのである。とすれば、ここでは、彼が言う「秩序化」活動のために政治システムが供給する「組織化手段〔交通形態とも呼ばれる〕」——この手段は国家がその実質的内容については一切規定しないという「目的抽象性」を保ちながら、しかもこれによらなければ、経済的な諸要素や社会的な諸利益が社会的に活動できなくなる手段で、例えば、法体系、貨幣制度、租税体系、社会保障システム、議会制民主主義制度など、社会生活をすべて包括している法制度を指す<sup>(10)</sup>の、システムの対応の原理を述べていることがわかるであろう。ところで、この原理とは、言うまでもなく、ルーマンが言う「サイバネティックなシステム」における複雑性縮減のテーゼなのである。つまり、オッフエはここで「社会統合」を問題にする行為論を含めた国家論を放棄し、システムだけを問題にする国家論に立場を変えているのである<sup>(11)</sup>。

さて、こうした国家論の変更は、前にも記したようにコンフリクト論の変更に通じるが、その前にオッフエの取り違いを確認しておこう。オッフエは福祉国家における社会政策の進展を説明する理論的な試みについて、次のようなテーゼを掲げている。「国家の社会政策の発生及び機能についてのこのように明らかな『調和的』解釈〔労働者階級の主体的な要求による説明とこれと対照的な資本の価値増殖の客観的な強制による説明〕に對置して、われわれは、次のようなテーゼを唱えたい。つまり、社会政策の説明には、たしかに『要求』と『必要』、つまり『社会統合』の問題と『システム統合』の問題(ロックウッド)、言い換えれば、階級コンフリクトの政治的な処理と蓄積過程の危機の政治的処理とを同時に因果要素として考慮に入れねばならないが、……両者はけっして矛盾なく処理はできないのである<sup>(12)</sup>。」引用にある通り、オッフエはここでロックウッドの名をあげ、その概念を踏襲しているかに記しているが、はたしてロックウッドの概念に、「システム統合」と同じ主体による「社会統合」の処理など考えられていたであろうか。ここでは、たしかに両者の処理に矛盾があるとはされているが、しかしそのために、「社会統合」はシステムが解決す

図 2



べき政策課題の一つに押し下げられてしまう。「社会政策の革新を解明するための機能  
的な立脚点として、われわれは社会政策を推進するシステムの内部的合理化を設定して  
ゆく。」<sup>(13)</sup>「社会統合の主体は、そこに関与する行為者のレベルから、いつの間にかそれら  
の要求を「統合」するシステムが変わってゆく。ここに、オッフエの取り違いがはつき  
りと現れてくるのである。

こうして、ようやくオッフエのコンフリクト論を理解する前提がそろってきた。叙述  
の順序は、第一の意味での社会統合とシステム統合の理解によるコンフリクト論を先に  
し、第二の意味でのそれを後に廻そう。まず、第一のコンフリクト論であるが、これは  
結論的に言えば、ハーバーマスが『後期資本主義における正当化の諸問題』(一九七三年)  
〔以下では『正当化』と略記する〕で示したコンフリクト論と、コンフリクトに至る説  
明とそれがもつ意味については異なるが、新たなコンフリクトの戦線については同じ主  
旨のものになる。それを簡単に説明しよう。

図 2 は、オッフエが社会過程を三つのサブシステム間の交換関係としてモデル化した  
社会システム図式である。<sup>(14)</sup> 周知のようにこの図式は、一部変更が加えられてハーバーマ  
スの『正当化』でも、利用された図式である。オッフエのコンフリクト論は、この図式  
の入出力の危機から説明されて行くが、その前に、この図式と社会統合、システム統合  
概念との関連を明らかにしておこう。この点では、オッフエがこの三サブシステム間の  
交換が、なぜ社会過程を示すのかを説明した部分が重要であると思われる。そこには、  
こう記されている。「交換関係によって組織化されている社会は、けっして交換関係の

表1 社会的サブシステムにおける制御メディア

例	家族	企業	国家
制御関係 (権力の種類)	規範的	打算的	強制的
行為志向 (包絡の種類)	道徳的	報酬的	疎外的

出点 . Offe, C., Krise, S 200

みによって組織化されるわけではない。むしろ『協を固めるサブシステム』が必要になる。もっとも純粋な競争—資本主義的社会システムにおいてさえ、一方で個人が規範的な構造の中で社会化されねばならないし、他方で社会的交通を支配する規則は国家高権による制裁の裏付けがなければならぬ。つまり、交換社会は家族システムと法システムがなければ考えられないのである。』この引用にあるように、オッフエはこの三サブシステム間の交換を経済学で言う三つの経済主体、つまり、企業、政府、家計の三主体になぞらえて、貨幣、権力、規範という、行為を統御するメディアによって区別されるサブシステム間の交換を想起しているのである。したがって、図にはメディアだけで「行為志向」は登場していないが、その背後には、当然行為志向が予想されているはずである。そしてそれを示すのが、今引用した文の直後に掲載されている、A・エチオーニの組織類型論——これがオッフエの三サブシステムモデルに応用されたのだが——にオッフエ自身がわずかに手を加えて作成した表(表1)である。

この表こそ、オッフエの統合概念の方法的性格をよく示すものだと言えよう。というのも、上の段の制御関係とは、システム統合を制御メディアに注目して示したものであるし、下の段の行為の志向性は、それぞれのサブシステムにおいてもっとも優勢を占めるであろう社会統合を示したものである。<sup>(17)</sup>

ところが、ロックウッドもハーバーマスもそうであったように、コンフリクト論のために導入される社会統合は、こうした方法的な統合概念とは異なってくる。それは、システム矛盾とコンフリクトとの関連を論じた次の所に認められる。「脱商品化的形態の産出による」

この構造的矛盾が、抽象的な価値の生産と具体的な使用価値の生産及び分配という相対立しあった形態要素間の和解可能性の限界をそのつど表示する、社会的・政治的コンフリクトの原因となる。この限界がどこまで引きのばされるかについての分析上の基準が、『社会統合』の程度、すなわちシンプルの・正当化的メカニズムの有効度である。<sup>(18)</sup>ここに見られるように、コンフリクト論のなかでは、社会統合は正当化メカニズムが備えている機能、つまり規範的統合の機能と同一視されているのである。これを先にあげた図式(図2)に当てはめてみると、オッフエは図の右側の入出力を含めた正当化(規範)システムでの統合作用を社会統合と考えていることがわかるであろう。これに対してシステム統合はどうかというと、これについては次の表現から推定される。「個々の資本ブロックに対抗して、機能的に要請される総資本としての役割を帯びた、対抗権力として現出してくる国家という」こうした過程は、経済過程と政治・行政システム——これは、両者の調和にとって不可欠ではあるが、結果的には不十分なものになってしまうシステムだが——との構造的な不適合性ないしは不一致を示しているにすぎない。その限りにおいて、……国家・政治権力に基礎づけられた具体的なコントロールメカニズムが優位に立ってくると、そのアイデンティティが労働力の抽象化と等価交換によって規定されている社会構造のシステム統合の崩壊が問題になってくる。<sup>(19)</sup>ここにあるように、労働力の抽象化と等価交換によって成り立っている構造、つまり経済システム、の入出力の危機がシステム統合の崩壊と見られている。つまり、先の図式の左側がシステム統合と考えられているのである。

このように社会統合とシステム統合が理解されれば、あとは容易にコンフリクトが導き出せる。というのも、オッフエは、ロックウッドと同じように「システム統合の地平での矛盾が社会統合の地平での矛盾よりも優位に立つ」との立場を採るから、矛盾をまず図の左側に見だし（これはハーバーマスの『正当化』における「管理行政的合理性の矛盾」に相当する）、これによるコンフリクトポテンシャルの増大が現実のコンフリクトに通じる地平は、図の右側の社会統合のレベルに求めることになるからである。オッフエによれば、「政治・行政的システムの『環境』は、資本主義的な

経済の発展過程に規定されている経済的なサブシステムと、コンフリクトと合意の過程によって規定されている規範的ないし正当化的サブシステムとに分けられる<sup>(21)</sup>」ので、結局、新たな紛争は、政治行政システムと規範システムとの交換において、福祉国家サービスの供給をめぐる紛争(労働力の再生産の条件をめぐる紛争)と、システム統合の危機に対応した国家政策の妥当性をめぐる紛争(国家政策の正当化をめぐる紛争)として発生すると見られるようになるのである。

以上は、オッフエの第一の意味での社会統合とシステム統合の理解から導かれるコンフリクト論であった。ところが、オッフエにはもう一つ違う意味での「統合」理解が存在している。最後にそちらからのコンフリクト論も見てみよう。

すでに述べたように、第二の意味での「統合」では、システム統合も社会統合も統合の主体は、政治システムであった。この場合、政治システムの作動原理については次のような原則が存在するとオッフエは考える。「国家政策は、社会的主体の利害ないしはその集合体の利害によっても、また階級利害によっても、国家を体現する個人の価値観などによっても左右されるものではない。そうではなくて、それは、一切の内容的な規定を捨象した国家、それ自体の『持続への関心 (Konstanzinteresse)』、つまりその組織手段の統一性と調和可能性をめぐる関心によって動かされてゆく<sup>(22)</sup>」このように、ここでの政治システムは、あくまでも自己自身に対する関心しか持たない存在と考えられている。そうであるとすれば、合意に基づかなければシステムは作動できなくなると見るような社会統合観も当然変わってこざるをえない。「正当的な、つまり明示的な合意に基礎づけられた、政治システムのみが安定的、でありうるという基本的な方程式を放棄し、そのかわりに、社会的・政治的支配を制度化したシステムが、その正当性に影響を与えるような精査から逃れられるようなメカニズムを自由に操作するという仮定に立って初めて、政治的な安定は合意に依拠すると見る立場とは対極的な立場に到達することになる<sup>(23)</sup>」ここにあるように、社会統合はむしろ、正当化を無意味なものにしてしまう国家活動と理解されている。したがって、この場合には、「合意」は従属変数となる。つまり、

それは、政治的支配システムの条件ではなく、その生産物となり<sup>(24)</sup>、「正当性とは正反対のものである『大衆忠誠』」の創出だけが問題になるのである。

このように見てくれば、この第二の意味での「統合」観では、第一の意味の場合のように「正当性」をめぐるコンフリクトが登場しないのは明らかであろう。というのも、「正当性の基準をめぐって対立しあう規範的コンフリクトがおよそ発生しうるためには、その前に、国家の行為が、そのおかげで規範的妥当性の根拠付けを免れるような、不可抗力的な日和見主義から逃れていなければならない。言葉を変えれば、国家行為が正当化可能でなければならない」<sup>(26)</sup>が、右の意味での社会統合の場合、大衆忠誠によって正当化を問題にすることはカテゴリー上の誤りに通じるからである。むしろ、この場合、「国家の行為は、いかなる妥協によっても和解させることができない矛盾した利害連関を取りこむことが可能になるので、こうした対立し合った行為原則の衝突によって、国家行為は正当化できなくなる。：つまり、国家行為は、そのアイデンティティを失い、およそ正当的でありうる可能性を失うのである」<sup>(27)</sup>では、どういふコンフリクトが考えられるか。それは、オフフェが言う第二の意味での社会統合とシステム統合の領域を越えたところ、したがってオフフェの社会システム図式には入らないところにしか発生しないであろう。それを明示しているのが次のオフフェの仮定である。「国家行為の首尾一貫性のなさ、自己矛盾的性格、責任能力のなさといった経験は、……システム統合及び社会統合の問題を処理する『脱国家的』形態の形成に通じるような傾向を生み出すであろう、と」<sup>(28)</sup>こうした「脱国家的」形態のコンフリクトの例として、オフフェは「自助運動」や公式の政治的手続きを拒否する運動をあげているが、要するに、既存の国家的組織化手段の外部にコンフリクトが生じるというのが、この第二の「統合」から導かれるコンフリクトの結論なのである。

(一) Offe, Claus, "New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics," *Social Research*, Vol. 52, No. 4(1985)→Offe, Claus, "Challenging the Boundaries of Institutional Politics: Social Movements since

- the 1960s," in Maier, Charles S. (ed.), *Changing Boundaries of the Political: Essays on the Evolving Balance between the State and Society, Public and Private in Europe* (New York: Cambridge U. P., 1987).
- (2) 実際、オッフエは「社会的な諸変数の中でのどのような変化が古いパラダイムから新しいパラダイムへの転換に通じてゆくのかはまったく自明とは言い難い (Hardly self-evident) が、[古いパラダイムから新しいパラダイムへの] 社会的分化のそれぞれの段階を見渡してみることは、直感的に (intuitive) 意味があるだろう (傍点は丸山)」(前注(一))一九八七年論文、pp. 72-73) として、理論的な探求よりも印象論に於ける「新しい」の理解ですませようとするかのような発言もしている。
- (3) もっとも、山口氏の論考は、オッフエのコンフリクト論を解説するために書かれたのではなく、オッフエのテーゼを使って、氏自ら新しい社会運動を理論的に捉えようとしたものである。山口節郎「労働社会の危機と新しい社会運動」『思想』、七三九号(一九八五年)、参照。
- (4) 私自身それを行った。拙稿「クラウス・オッフエの新しい政治論(上)(下)」『山梨学院大学法学論集』二八号、二九号(ともに一九九四年)、参照。
- (5) この点は、山口氏によって明快に指摘されている。山口節郎「ハーバーマス以後の社会理論——オッフエの後期資本主義国家論」徳永恂編『フランクフルト学派再考』(弘文堂、一九八九年)所収、参照。
- (6) Offe, Claus, "Tauschverhältnis und politische Steuerung. Zur Aktualität des Legitimationsproblems," in ders. *Strukturprobleme des kapitalistischen Staates* (F. a. M.: Suhrkamp, 1972), S. 28. なお、以下では Offe, C. Tausch と略記。(訳八三頁)
- (7) Offe, Claus, *Berufsbildungsreform: Eine Fallstudie über Reformpolitik* (F. a. M.: Suhrkamp, 1975), S. 31. 以下では Offe, C., Beruf と略記。
- (8) Ebenda, S. 32.
- (9) Ebenda, S. 31.
- (10) Vgl. ebenda, S. 12.
- (11) オッフエの国家論が、この「目的抽象化」を鍵概念とする国家論で、それまでの国家論と論理的に整合しない国家論を提示したことについては、前掲山口論文(本章、注(5))を参照のこと。なお、オッフエがどちらの立場を現在取っているかは不明であるが、ここにあげたシステム観のみで国家を捉えようとする姿勢は、一九七五年に公刊された本文引用の書籍から一九

七七年に公刊されたレンハルトとの共同執筆論文(本章、注(12)参照)までの、主に公共政策、社会政策形成の論理を考察していた時期に集中している。ちなみに、ハーバーマスの正当化論へのあからさまな批判が盛り込まれ、邦訳の論文集にも収められた論文「政治的正当化の問題に関する考察と仮説」もこの時期に書かれている。

(12) Offe, Claus / Lenhardt, Gero, "Staatstheorie und Sozialpolitik: Politisch-soziologische Erklärungsansätze für Funktionen und Innovationsprozesse der Sozialpolitik," *Kölnner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Sonderheft 19 (1977), S. 115-116.

(13) Ebenda, S. 116.

(14) Offe, Claus, "Krisen des Krisenmanagement <: Elemente einer politischen Krisentheorie," in Janicke, Martin (Hrsg.), *Herrschaft und Krise* (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1973), S. 213. (以下は'Offe, C., Kriseと略記。)

(15) オッフエが「規範(正当化)システム」と命名したものを「社会文化システム」へと名称を変え、オッフエが政治・行政システム内のゆるい分化を表示するために引いた「政治・行政システム」内の破線に対する添え書き「組織上の分離」の文字をハーバーマスが落とした以外、変わってはいない。ただし、後者の変更は単なる省略と考えられるが、前者の変更は、すでに触れたハーバーマスの「実体化」問題と関連していると思われる。

(16) Offe, Claus, a. a. O., S. 200.

(17) エチオーニ自身は、組織の服従関係の基本要因である権力と関与をオッフエの表のようにそれぞれ三つに区分した上で、それらを組み合わせた九つのパターンを示し、その中で服従関係がもっとも適切なタイプが、オッフエがあげたような対応関係になるであろうと仮定した。A・エチオーニ『組織の社会学的分析』(培風館、一九六六年)、特に一七頁参照。

(18) Offe, C., Tausch, S. 59. [訳' 一〇九頁]

(19) Ebenda, S. 37-38. [訳' 九二頁]

(20) Ebenda, S. 29. [訳' 一一四頁、注4]

(21) Offe, C., Krise, S. 216-217.

(22) Offe, C., Beruf, S. 303-304. など' Konsistenzinteresse の訳語は山口氏の意訳(本章、前掲注(5)論文、二八四頁)に私も賛成した。

- (23) Offe, Claus/Narr, W. D., "Einleitung," in ders. (Hrsg.), *Wohlfahrtsstaat und Massenloyalität* (Köln: Kiepenheuer & Witsch, 1975), S. 32.
- (24) Ebenda.
- (25) Ebenda, S. 28.
- (26) Offe, Claus, "Überlegungen und Hypothesen zum Problem politischer Legitimation," in Ebbighausen, Rolf (Hrsg.), *Bürgerlicher Staat und politische Legitimation* (F. a. M.: Suhrkamp, 1976), S. 89. [訳 一七八頁]
- (27) Ebenda, S. 90-91. [訳 一八〇頁]
- (28) Ebenda, S. 99. [訳 一九〇頁]

おわりにかえて

以上見てきたように、社会統合とシステム統合の概念は、その導入の当初から、混乱を孕んだ概念であった。このことは、これらの概念を継承し発展させたハーバーマスにしてもオッフエにしても同じであった。これらの概念は、いわゆる「マクロ・ミクロ問題」とも、さらには「ホップス問題」とも関連した概念であるから、こうした混乱も、あるいはこれらの問題に対する「疑似的解決」の一つの現れなのかもしれない。ともあれ、ここで確認できたことは、ハーバーマスもオッフエもともに、常人たちは方法的概念であるとしても、実際には、ある限定された行為領域に対して両概念を適用し、そこからコンフリクトを導き出していることであろう。この限定された行為領域は、ハーバーマスの場合には、言うところのコミュニケーション的行為によって合意が達成されるとされるインフォーマル集団であるし、オッフエの場合には、クライアントないしは公民としての役割で構成される行為領域か、或いは自発的結社(ただし、ハーバーマスのようにコミュニケーション的行為とは関係付けられない)の行為領域であった。これらの行為領域は、一部重なり合っている部分もあるが、基本的には異なっている。つまり、三つの理論は、いずれも異なる

った社会運動タイプを説明しているのである。

このような運動タイプがどの程度現実の「新しい社会運動」と重なり合うのか、それはまた別の問題である。たゞいずれにせよ、これらの理論が異なるタイプの運動を説明している以上、それぞれの理論は新しい社会運動のごく一部しか説明できてはいないし、かりに三つの理論すべてを合わせたとしても、理論的に説明不可能な部分が多数あることは明白になったであろう。理論の説明範囲を明確にすることが理論の発展に不可欠であるとすれば、本稿はそのための出発点として位置付けられると思われる。